

河合町いじめ防止基本方針

令和8年1月

河合町・河合町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめの対策についての基本的な考え方.....	2
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等について	
第2 いじめの防止等のための河合町の対応	4
1 いじめの防止等のための河合町における組織等の設置	
2 いじめの防止等のために河合町が実施する施策	
第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
3 学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価	
4 学校におけるいじめの防止等に関する対応	
第4 重大事態への対応	11
1 重大事態の取り扱い	
2 重大事態発生の報告及び調査	
3 調査を実施する組織	
4 調査の結果を踏まえた措置	
5 再調査及びその結果を踏まえた措置	
第5 その他の重要事項	14

河合町いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が重要である。

そのためには、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切であると考えます。

河合町としては、児童生徒一人ひとりの尊厳と人権の尊重を目的に、町、学校、地域社会、家庭その他の関係者が連携の下、地域ぐるみでいじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成28年5月に河合町いじめ防止基本方針(以下「町の基本方針」という。)を策定した。

この策定から5年が経過し、その間に国では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定がなされ、いじめの事象の防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示された。県では、これらの変化に対応し、より一層効果的にいじめの防止等を進めていくための指針となるよう令和3年3月に改正された。

河合町でも、より一層効果的にいじめの防止等を進めていくための指針となるよう、奈良県の改定に伴い、町の基本方針を改定する。

この、町の基本方針に基づき、町、学校、地域社会、家庭その他の関係機関が連携し、社会総がかりでいじめの問題に向けた施策や活動に総合的かつ効果的に取り組むとともに、いじめを「許さない・見逃さない」学校・社会づくりを推進していく。

第1 いじめの対策についての基本的な考え方

1 いじめの定義

法に基づき、いじめの定義を確認する。

<いじめの定義>

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)という。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

法第2条に規定する「いじめ」の定義

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じることに

2 いじめの防止等について

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己肯定感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全般を通し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する等、豊かな心を育むとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一体となって地

域ぐるみで推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎を育む上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心を育む等、規範意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見・認知

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要であり、いじめられた児童生徒の立場に立って、児童生徒の感じる被害意識に配慮し判断することも大切である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。

(3) いじめへの対処・解消

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切指導する等、組織的な対応を行なう。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。

いじめは、謝罪をもって安易に解消するものではなく、いじめに係る行為が止んでいること及び被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを留意しながら、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、こども家庭相談センターや警察、その他関係機関等との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者と情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための河合町の対応

1 いじめの防止等のための河合町における組織等の設置

(1) 「河合町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「河合町いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。))を設置する。この連絡協議会において、情報交換や意見交換を積極的に行い、各団体へフィードバックすることで、社会総がかりでいじめを「許さない・見逃さない」学校・社会づくりを進める。

連絡協議会の構成員は、学校、教育委員会、こども家庭相談センター、法務局、警察等とする。

(2) 「河合町いじめ防止対策調査委員会」の設置

法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等の対策を実効的に行うようにするため教育委員会の附属機関として、「河合町いじめ防止対策調査委員会(以下「調査委員会」という。))を設置する。

<調査委員会の役割>

ア 教育委員会の求めに応じ、町の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行うこと。

イ 学校におけるいじめに関する通報や相談に対して必要と認める場合に第三者機関として助言等を行うこと。

ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条の規定に基づき必要がある場合に調査を行うこと。

エ 学校における法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うこと。

オ その他教育委員会が必要と認めること。

※ 調査委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的知識

又は経験を有する者等で構成し、公平性・中立性を確保するよう努める。

2 いじめの防止等のために河合町が実施する施策

いじめの防止等のために、河合町として以下の施策を実施する。

(1) 学校におけるいじめの防止

- ・学校における教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の推進
- ・児童生徒自身が主体的にいじめについて考えるような教育活動の推進

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・児童生徒への定期的ないじめアンケートの実施
- ・「こころと生活等に関するアンケート」の実施
- ・兆候認知を含めたいじめ見逃しゼロの取組の更なる推進
- ・いじめの認知等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修の実施
- ・スクールカウンセラー等の配置による相談体制の充実
- ・電話教育相談等の充実

(3) 関係機関との連携

- ・学校、教育委員会、こども家庭相談センター、法務局、警察等との連携

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保

- ・学校におけるいじめの問題に関する研修
- ・教職員の組織的対応力や情報伝達力、児童生徒理解力の向上
- ・スクールカウンセラー等の外部専門家の配置
- ・教職員が児童生徒と関わるための時間の確保に関する施策の推進

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報リテラシーに関する教育の推進
- ・「ネットいじめ」等の現状や危険性についての周知徹底

(6) 啓発活動

- ・いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制等について必要な広報その他啓発活動

(7) 地域や家庭との連携

- ・PTAや地域の関係団体等との連携を促進するとともに、学校、地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実
- ・子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画の推進

(8) 学校間の協力連携体制の推進

(9) 学校評価におけるいじめの防止等のための取組に係る達成状況の点検

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校が実施する取り組みについては、以下を基本に、学校、地域社会、家庭の実情に応じて行う。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとし、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。また、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係者等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校長のリーダーシップの下、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置く。

いじめ対策組織において取り組んでいく役割として具体的には、次に掲げることが挙げられる。

(1) 年間指導計画を策定する

(2) いじめの防止等の対策について全教職員で共通理解を図る

(3) 児童生徒や保護者、地域に対して、いじめの防止等の取組について情報を発信し、意識啓発を行う

(4) いじめの疑いや配慮を要する児童生徒についての情報の収集と共有を図る

(5) いじめの疑いがある場合には、緊急会議を開き情報を速やかに共有し、教職員や

関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童生徒の安全の保障を徹底し、児童生徒に対する支援の方針、指導体制、対応の方針と保護者との連携等を迅速に行う

(6) PDCA サイクルに基づき、学校基本方針や対策が実情に即して機能しているかを点検し、それらの見直しを行う

(7) 重大事態が生じたときは、教育委員会又は学校が調査の主体となる

(8) 組織は以下の者で構成する

管理職、教務主任、学級担任、教科担任、生徒指導主事、教育相談担当、人権教育担当、児童会・生徒会担当、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを基本とする

なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家や弁護士等、外部専門家の助言を得ながら対応する

3 学校におけるいじめの防止等のための取組に係る評価

学校は、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において、目標の達成状況を評価する。評価対象項目には、アンケート、個人面談等を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図り、PDCA サイクルにより、さらに実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて学校基本方針の見直し等を行う。

4 学校におけるいじめの防止等に関する対応

いじめ対象に適切に対応していくためにも、教職員は、豊かな人間性や社会性、教養等を有し、良好な人間関係を構築する力を備え、状況や目的に応じて、相手の思いを正しく受け止め、自分の思いを適切に伝える優れたコミュニケーション能力を備えておく必要がある。また、高い論理観や豊かな人権感覚を有するとともに優れた自己管理能力を備えておく必要がある。さらに、愛情をもって子どもとの信頼関係を築き、責任感をもって職務に当たらなければならない。

教職員はこれらの素養を備えていることを前提に、以下の対応を行うものとする。

(1) いじめの防止

いじめの問題においては、未然防止が最も重要であり、いじめを生まない土壌づくりのため、児童生徒への取組の前提として、教職員間で相談・協力できる風通しの良い環境をつくること、その雰囲気は児童生徒に伝わることを重要である。児童生徒一人ひとりに応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊

重なる集団づくりに取り組む。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得ることから、いじめを許容しない雰囲気醸成されるように努める。

そして、地域社会、家庭等と連携し、共通理解の下、以下のような項目について取り組む。

- ① 教職員が真摯に児童生徒と向き合うことができる体制の構築
 - ・校内研修の充実と教職員の指導力向上
 - ・教職員が一致協力した校内指導体制の確立
 - ・教職員が互いに相談できる環境や SOS を出しやすい雰囲気の構築
 - ・スクールカウンセラー等の活用
- ② 児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成
- ③ 児童生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- ④ いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- ⑤ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進
 - ・授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
 - ・主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブラーニングの実践(児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等)
- ⑥ 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発
- ⑦ 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発、いじめの問題への取組状況を地域社会、家庭、関係機関等に情報提供
- ⑧ 学校として特に配慮が必要な次の児童生徒に関する理解の促進と適切な指導・支援の実施
 - ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等
 - ・性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒
 - ・被災した児童生徒又は被災等により避難している児童生徒

(2) 早期発見

教職員は、いじめに対する正しい理解をもち、被害児童生徒の目線に立ち、児童

生徒同士のトラブルであるといった表面的な限定判断をすることなく認知することが重要である。また、日常的に児童生徒との信頼関係を構築、相談しやすい雰囲気を作っておくようにする。いじめには大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多くある。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、また、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的に認知していくようにする。

具体には下記のような項目に留意する。

- ① 教職員の資質の向上、人権意識といじめに対する正しい理解をもち児童生徒の安全・安心を確保する姿勢を徹底する。また、些細なサインを見逃さないため、児童生徒の雰囲気を敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドの育成に努める。
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回などによる情報収集
- ③ 教育相談体制の充実
- ④ 教職員間の連携
「個人別生活カード」等の活用による情報収集と全教職員による情報共有
- ⑤ 外部専門家との連携

(3) いじめへの対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、被害児童生徒をいじめから徹底して守るとともに ケア等の必要な支援を行わなければならない。また、加害児童生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような指導及び支援を展開すること必要である。対応については、法に基づき、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のような項目について取り組む。

- ① 正確な情報の把握と教職員間の共通理解
- ② 指導方針の決定と教職員の役割分担
- ③ 「個人別生活カード」等による記録とその活用
- ④ いじめ事象の内容等を速やかに家庭及び教育委員会等へ報告

<いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について>

まず、いじめを受けている児童生徒及び保護者には、学校が徹底して子どもを守る姿勢を伝え、不安を取り除く。また、今後の指導方針を伝え、対応について、本人及

び保護者の了解を得ながら進める。保護者には、指導とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行う。なお、いじめ被害児童生徒に転学する必要が生じた場合、その支援と転学先と連携したケアを継続して行う。また、いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。その保護者には早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携するとともに、加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。なお、いじめ被害・加害児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と支援を行う。

(4) インターネットを通じて行なわれるいじめへの対応

- ① 児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を実施する。
- ② 児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの状態や危険性、著しい人権侵害につながることについての啓発に努める。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることへの理解を促す。

(5) 地域社会や家庭との連携

学校運営協議会制度(コミュニティー・スクール)に取り組み、学校基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と地域社会、家庭が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組む。

(6) 関係協力機関との連携

- ① 少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官等による授業や学校の見守りなど、警察との連携体制を構築する。暴行、恐喝等の刑法に抵触するいじめに関しては、警察や少年サポートセンターに相談し、いじめを受けている児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報する。
- ② 司法と連携し、弁護士を招くなどの取組を実施する。

(7) 特別な支援を必要とする児童生徒に対する配慮

障がいのある児童生徒一人ひとりがいじめを受けることなく、充実した学校生活を過ごし、将来の自立に向けた適切な支援を受けることができるようにするため、次のような取組を進める。

① 個別の教育支援計画の作成

各学校が一人ひとりの児童生徒のニーズに応じた一貫した教育的支援を進めるため、学校が学びの支援ネットワークプラン(個別の教育支援計画)や個別の指導計画を作成し、これらの計画に基づいた適切な支援が行えるよう指導を行う。

② 見守り態勢の強化・充実

各学校に配置された特別支援コーディネーターの育成や、各学校に設置されている特別支援教育校内委員会の活性を図ることにより、特別な支援を要する児童生徒の見守り態勢の強化・充実を図る。

③ 特別支援教育支援員の配置

特別支援教育支援員配置事業による小中学校への支援員の配置を行い障がいのある児童生徒への支援の充実に努める。

第4 重大事態への対処

重大事態とは

いじめの重大事態については、法に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)により適切に対応する。

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童生徒が自死、あるいは自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な被害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査

に着手する

○ その他の場合

- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

1 重大事態の取り扱い

重大事態が発生した場合は、教育委員会又は学校は、学校の下、あるいは教育委員会の下に組織を設け、適切な方法により、事実関係を明確にするために調査を実施する。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。法第28条の調査を実りあるものにするためには、教育委員会及び学校自身がたとえ不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

2 重大事態発生の報告及び調査

いじめ又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて町長に、速やかに報告する。

この場合、教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の客観的な事実関係を明確にするための調査(以下「重大事態の調査」という。)を行う。

3 調査を実施する組織

重大事態の調査は、教育委員会又は学校が実施するが、調査主体は、教育委員会が判断する。

学校が調査主体となる場合は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに組織を設け実施する。

教育委員会が調査主体となる場合は、調査委員会が調査を実施する。

また、当該組織の構成員には、学校においてはいじめ対策組織が中心となった上で、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に加え、教育委員会や学校が主体の場合には、これらの専門家を充て、当該調査の公平性・中

立性を確保するように努める。

4 調査の結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は、町長に報告する。

その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が、希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

さらに、学校で発生した重大事態について教育委員会は、調査組織からの調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、調査結果を踏まえ以下のような対応を行う。

① 加害児童生徒に対する指導

- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う必要がある。

② 調査結果を踏まえた再発防止

- 教育委員会又は学校におけるいじめ事案への対応において、法律や学校基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努める。

5 再調査及びその結果を踏まえた措置

(1) 再調査

学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた町長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について速やかに専門的知識又は経験を有する第三者等による組織を設ける等して、再調査を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

学校で発生した重大事態について町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 議会への報告

町長は、学校における再調査の結果について、町議会に報告する。

第5 その他の重要事項

河合町は、町の基本方針の策定から5年の経過を目途として、国や奈良県の動向等も踏まえ、必要があると認められるときは、町の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。

重大事態発生時の流れ（フロー図）

